

第7回滝沢市空家等対策協議会 会議録

(公開用)

1. 会議の名称
第7回滝沢市空家等対策協議会
2. 開催日時
令和6年2月29日(木) 午前10時00分から午前11時00分まで
3. 開催場所
滝沢市役所 大会議室
4. 出席委員
委員7名中7名出席・・・設置条例第7条第2項の規定に基づき、会議成立。

	区分	氏名	所属・職名	備考	出欠
1	第5条第1項第1号委員 (市民)	川村 尚雄	滝沢市自治会連合会 副会長		出
2		太野 忍	滝沢市民生児童委員連絡協議会 副会長		出
3	第5条第1項第2号委員 (法務、不動産又は建築 に関する学識経験者)	佐藤 広志	一般社団法人岩手県宅地建物取引業協会 理事 (有限会社ヘイジー 代表取締役)		出
4		倉原 宗孝	公立大学法人岩手県立大学 教授	副 会 長	出
5	第5条第1項第3号委員 (関係行政機関の職員)	大星 学	岩手県盛岡広域振興局土木部 建築住宅室建築指導課長		出
6		山口 正志	盛岡地方法務局登記部門 総括登記官		出
7		長谷川 淳	滝沢消防署 警防係長		出

5. 事務局出席者

所属・職名	氏名	備考
滝沢市長	武田 哲	協議会会長
都市整備部長	長内 司善	
都市整備部都市政策課長	佐藤 志貴	
都市整備部都市政策課 総括主査	川又 健二	
都市整備部都市政策課 主任主査	齋藤 克也	
都市整備部都市政策課 主任	田村 祐貴	
都市整備部都市政策課 技師	柳澤 みな美	

6. 傍聴人の有無
無

7. 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 議事
議事録署名人は、太野 忍委員を指名。
【議案第1号】滝沢市空家等管理活用支援法人の指定について（公開）
- (5) 報告
ア 滝沢市特定空家等認定マニュアルの改訂について（公開）
イ 特定空家等の現状報告について（非公開）
ウ 空き家に関する新規補助制度について（予定）（非公開）
- (6) その他
- (7) 閉会

8. 会議資料

- (1) 次第
- (2) 滝沢市空家等対策協議会委員等名簿
- (3) 資料1-1 協議事項 【議案第1号】滝沢市空家等管理活用支援法人の指定について
- (4) 資料1-2 空家等管理活用支援法人 制度概要
- (5) 資料1-2 滝沢市空家等管理活用支援法人の指定に関する審査基準（案）
- (6) 資料2-1 報告事項 滝沢市特定空家等認定マニュアルの改訂について
- (7) 資料2-2 特定空家等分類フロー図改訂（マニュアルP10抜粋）
- (8) 資料2-3 様式第3号改訂（マニュアルP13抜粋）
- (9) 資料3-1 報告事項 特定空家等の現状報告について
- (10) 資料3-2 R5.12.1 現況調査結果（菓子地内）
- (11) 資料3-3 特定空家等認定解除通知書（菓子地内）
- (12) 資料3-4 R5.12.1 現況調査結果（後地内）
- (13) 資料3-5 所有者等事情調査（後地内）
- (14) 資料3-6 R6.1.12 現況調査結果（後地内）
- (15) 資料3-7 R6.2.19 現況調査結果（後地内）
- (16) 資料4 報告事項 空き家に関する新規補助制度について（予定）
- (17) 参考資料1 空家等対策の推進に関する特別措置法
- (18) 参考資料2 滝沢市空家等対策協議会設置条例

9. 質疑応答（要約要旨）

（1）協議事項 【議案第1号】滝沢市空家等管理活用支援法人の指定について

委員

自治体における空き家担当部署のマンパワー不足や専門的知識の不足が、全国において非常に課題であることから、この支援法人制度が新たに制定されたと思いますが、滝沢市では既存の体制により現在は対応可能であるため、早急に支援法人を指定する状況ではないとのことであり、それは滝沢市の特徴ではないかと感じました。このことについて、市としての考えや当該制度に関する状況について教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局員

昨年12月に制定されたばかりの制度であるため、全国において支援法人の指定を行っている市町村があるか把握できていない状況ではありますが、先日、岩手県空家等対策連絡会議に出席した際に、当該制度について県内他市町村と情報交換を行ったところ、積極的に支援法人を指定する方向性で検討している市町村は少ないと把握しております。市では、既存の体制では対応できない相続関係の相談等について、対応できる専門的知識を有する法人等の協力が必要となる状況を想定し、必要に応じて支援法人を指定する方針として審査してまいりたいと考えております。

委員

当該制度が制定された理由の一つとして、全国的に空き家バンクが有効に機能していないことが挙げられるのではないかと考えられます。滝沢市の空き家バンクにおいても同様であると感じています。県内ですと、花巻市の空き家バンクが活発に機能しているように見受けられるため、どのような取り組みを実施しているか聞くことも必要だと思います。空き家バンクの活用や支援法人制度についても、待ちの姿勢ではなく積極的に活用する方向で考えていくべきではないでしょうか。

事務局員

市空き家バンクについては、広報及びイベント等で周知しておりますが、現在の登録状況は10件であり、今後の課題として周知の方法等について検討し、空き家バンクの登録及び利用促進を図ってまいりたいと思います。支援法人の指定については、必要があれば指定したいと考えており、まずは法人から申請があった場合に審査できる体制にしておくために、現在は審査基準等の策定に向けて進んでいる状況でございます。支援法人の活用についても、前向きに検討してまいりたいと思います。

委員

不動産会社は支援法人に該当するのでしょうか。市としては、どのような団体を支援法人として想定しているのでしょうか。

事務局員

基本的には法人格を有する団体が要件を満たす場合は該当します。市では、専門的知識が必要な観点から考えると、相続関係の相談等について対応可能である司法書士の団体等を想定しております。

会長

補足となりますが、先日、司法書士会から市空き家バンクについて協力していきたいと申し出をいただいております。今後、そのような団体から申請があれば、市としても前向きに対応してまいりたいと考えております。また、不動産の取引等については市商工会を通して対応できますが、やはり相続関係が課題となってくるケースが多いため、そのような課題解消に向けて、今後は積極的に取り組んでまいりたいと思います。

委員

市シルバー人材センターは支援法人に該当するのでしょうか。現在、協定を締結している団体にお

いても、審査基準を満たす内容としなくてよろしいのでしょうか。

事務局員

市シルバー人材センター及び市商工会とは以前から協定を締結し、市の空き家対策に協力いただいている状況でございます。どちらの団体につきましても、支援法人とする方針は現在のところないため、まずは現在の既存の体制で対応していきたいと考えております。ただし、既存の体制では対応できない事項や、先ほど武田会長からお話があった相続関係の問題が増えてきた場合において、対応していただける団体がございましたら、そのような団体を支援法人に指定する方針として考えておりますが、新しい制度であるため、今後運用していく上で必要に応じて審査基準等の見直しを行い、活用してまいりたいと思います。

(2) 報告事項 滝沢市特定空家等認定マニュアルの改訂について

委員

条項だけを改訂している部分については、内容に関して変更がないということによろしいでしょうか。

事務局員

空家法の改正により、条ずれが発生したことによる条項のみの改訂であるため、内容に関する変更はありません。